

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成23年8月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第21号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成22年10月12日京都市条例第18号）中京都市岩倉南児童館に関する部分の施行期日は、平成23年9月1日とする。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）